

寄付金募集趣意書

ご寄付のお願い

公益財団法人 昭和大学医学・医療振興財団は、広く我が国における医学・医療分野の教育、研究および医療の実践者に対し総合的な学術支援事業を実施しております。

医学・歯学・薬学・看護学およびリハビリテーション医学分野における、地域保健医療の質向上のための創造的な諸活動あるいは先駆的な医療人育成活動を対象としております。特に、医師・歯科医師・薬剤師・看護師・理学療法士・作業療法士などの職種を横断した、独創的なチーム医療等の活動を推進している全国の実践者やグループを対象として、優れた成果をあげた医療人を顕彰する事業を展開しております。

超高齢社会を迎えた今日、当財団は次代を担う情熱ある人材を全国各地から発掘し、医療の実践と医療人養成を支援していくことが我々の使命であると考えております。

このような事業を昭和大学医学・医療振興財団が今後とも将来に亘り強く担っていくためには、広く皆様方のご支援が是非とも必要でございます。引き続きご支援とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

公益財団法人昭和大学医学・医療振興財団

理事長 山 元 俊 憲

寄付金募集要項

【寄付募集の目的と寄付金の使途】

当公益財団法人の事業の展開とその資金確保のため、広くご協力をお願いしております。その寄付金は当財団が実施する公益目的事業並びに事業の運営管理に使用いたします。

【受付期間】

随時、受け付けております。

【募集金額】

個人 寄付金：1口 1,000円（1口以上から受け付けております。）
法人 寄付金：1口 10,000円（1口以上から受け付けております。）

【申込方法】

別添の「寄付申込書」をご利用ください。申込書は所定事項をご記入の上、当財団事務局までお届け（郵送／FAX／メール）願います。

【払込方法】

払込については、銀行振込をご利用ください。その他の方法での払込をご希望の場合は、別途当財団事務局までお問い合わせください。

【振込先銀行口座】

三井住友銀行 旗ノ台支店 （普通）1065200
公益財団法人昭和大学医学・医療振興財団

【寄付金に対する優遇措置】

当財団は、ご寄付を賜った方が税法上の特典を受けられる「公益財団法人」の認定を内閣総理大臣より受けております。

個人の場合

所得控除と税額控除のどちらかを選択できます。当財団より「領収書」と「証明書（写）」を送付いたしますので、どちらかを選択し、最寄りの税務署で確定申告を行って下さい。

所得控除 所得金額から「寄付金（所得金額の40%が限度）－2,000円」を控除することが出来ます。

税額控除 税額から「寄付金（所得金額の40%が限度）－2,000円」×40%（税額の25%が限度）を控除することが出来ます。

法人の場合

一般寄付金の損金算入限度額の他、別枠で下記の特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が認められております。（所得金額×6.25%＋資本金等の額×0.375%）×1/2

- ※ ご寄付いただいた方のお名前・住所等の個人情報は、当財団において厳重に管理いたします。
- ※ ご寄付いただきました皆様（個人様は10万円以上、法人・団体様は50万円以上）に感謝状を贈呈させていただきます。
- ※ ご寄付いただきました皆様（希望されない方を除く）の御芳名・法人名・団体名を当財団の広報物ならびにホームページ等へ掲載させていただきます。

公益財団法人

昭和大学医学・医療振興財団

〒142-0064 東京都品川区旗の台2丁目2番15号

TEL. 03-3783-6731 FAX. 03-3785-7350

<https://www.showa-mf.jp> e-mail: igakusinko@ofc.showa-u.ac.jp